

# 平成27年度両立支援等助成金のご案内（雇用均等室）

職業生活と家庭生活の両立支援等に取り組む事業主の皆さまを対象とした両立支援等助成金制度についてご案内いたします。

| 助成金のメニュー            |                | 助成金の概要                                                                                                                                                | 支給額等                                                                                                                                           |
|---------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 |                | 労働者のための事業所内保育施設の設置、運営、増築等を行う事業主又は事業主団体に、その費用の一部を助成。                                                                                                   | 設置費、運営費、増築費各々の助成対象経費について一定の助成率及び上限額があります。                                                                                                      |
| 中小企業両立支援助成金         | 代替要員確保コース      | 育児休業取得者を原職等に復帰させる規定を整備し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に支給。                                                                      | ①育児取得者1人当たり 30万円<br>※最初の支給対象者の復帰6か月経過の翌日から5年間、1事業主当たり延べ10人まで<br>②育児取得者が期間雇用の場合 10万円加算<br>③一定の要件を満たしたくるみん取得事業主の場合、上記①の復帰6か月経過日が平成37年3月31日まで支給対象 |
|                     | 期間雇用者継続就業支援コース | 期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度等を規定し、 <u>期間雇用者の育児休業（連続6か月以上、産後引き続きの場合は産後休業期間含む）が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに終了した</u> など一定の要件を満たした中小企業事業主に支給。                  | 1人目 40万円<br>2～5人目 15万円<br>期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合 1人目 10万円加算<br>2～5人目 5万円加算<br>※ 1企業当たり延べ5人まで                                               |
|                     | 育休復帰支援プランコース   | 「育休復帰支援プランナー」の支援による「育休復帰支援プラン」を作成・周知し、対象労働者が育児休業を取得及び復帰した場合の中小企業事業主に支給。                                                                               | 1企業1回当たり 30万円<br>※ 1企業当たり2回まで<br>1回目：プランを作成し、育休取得した時<br>2回目：育休者が職場復帰した時                                                                        |
| 女性活躍加速化助成金          |                | 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、その達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に助成金を支給。<br>※ Aコース、Nコースのいずれも、1事業主1回限り | ・加速化Aコース 30万円<br>「取組目標」を達成した <u>中小企業事業主</u> （※）に支給。<br>※中小企業事業主・・・常時雇用する労働者が300人以下の事業主<br>・加速化Nコース 30万円<br>「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に支給。    |

## － 平成28年4月1日、「女性活躍推進法」が全面施行されます！ －

- 平成28年4月1日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（略称：女性活躍推進法）が全面施行となり、事業主（常用労働者数301人以上）は、職場における女性の活躍推進のための「一般事業主行動計画」の策定・届出等が義務となります。
- それにさきがけ、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、平成27年10月より「女性活躍加速化助成金」の適用が開始されております。

※ 中小企業事業主の定義は、中小企業基本法第2条により、業種ごとに資本の額（又は出資の総額）又は常時使用する従業員数により区分されます。（但し、女性活躍加速化助成金は除きます。）

※ 上記の他にも、各メニューごとに支給要件があります。支給要件や申請手続き等のお問い合わせは、**青森労働局雇用均等室** までどうぞ。

（TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696）

（平成27年10月）